

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和4年1月7日

鹿児島県知事 塩田康一



機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
バッチ網漁業	基点1, 点ア, 点ウ, 基点2及び宮崎県と鹿児島県の境界線を順次に結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。 基点1 肝属川の河口, 東串良町と肝付町との境界の基点標石 基点2 都井岬の南端 基点3 東串良町と大崎町の境界の基点標石 点ア 基点1から63度30分, 3,500メートルの点 点イ 基点3から112度3,000メートルの点 点ウ 志布志湾国家石油備蓄基地の北端と基点2を結ぶ直線と, 点アと点イを結ぶ直線との交点	1月1日から12月31日まで	5トン未満	220kw (50馬力)	26隻	定めなし

申請すべき期間 令和4年1月7日(金)から同年2月7日(月)まで